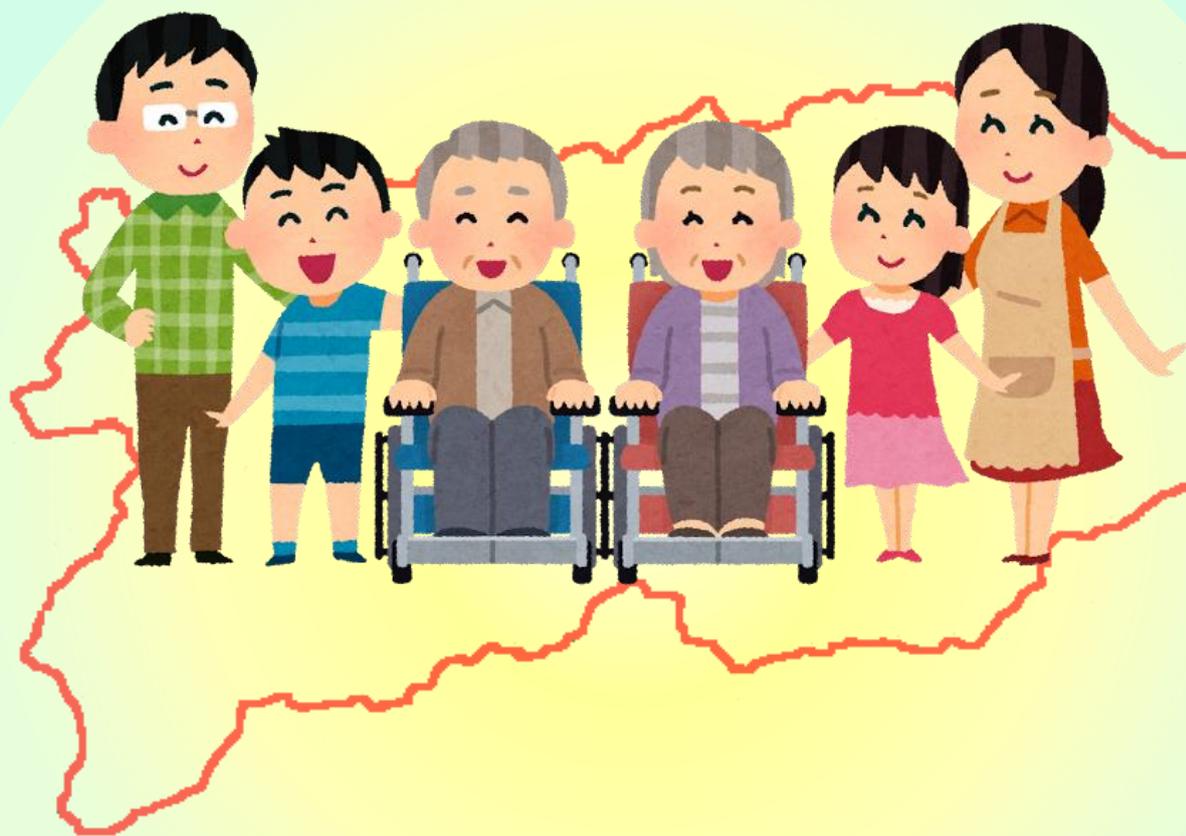


智頭町地域福祉計画

目くばり 気くばり おせっかい !

一歩踏み出し 笑顔の輪 !



平成29年3月

智 頭 町



目次

はじめに	1
第1章 地域福祉推進の背景と計画策定の趣旨.....	2
1. 智頭町らしい地域福祉活動.....	2
2. 計画策定の趣旨	2
3. 地域福祉計画の位置付け.....	3
4. 計画の期間.....	3
第2章 智頭町の現状.....	4
1. 人口の推移と予測.....	4
2. 要介護・要支援者数の推移と利用者数	4
3. 障がい者手帳保持者数推移	5
4. 生活保護者数	6
5. 生活困窮者自立支援	6
6. 健（検）診受診率	7
第3章 智頭町の福祉課題と今後の方向.....	8
1. 第2期の振り返りと今後の方向	
(1) 高齢・介護	8
(2) 障がい・児童.....	12
(3) 保健・健康づくり	15
(4) 全般・その他の課題	17
2. 主な課題	
第4章 計画の基本目標と取り組みの方向.....	20
1. 心と体の健康づくりと介護予防	20
2. 認知症対策.....	21
3. 地域で支えるしくみづくり	22
4. 関係機関や担い手同士の連携.....	24
5. 身近な居場所づくり	25
6. 生活困窮者・障がい者や子どもの貧困対策.....	26

第5章 重点活動について..... 27

1. 健康づくり・介護予防
2. 防災福祉マップ
3. 日常生活総合支援事業による支え合い
4. 認知症対策
5. 関係機関との連携
6. 地域包括支援体制構築
7. 見守り体制
8. 生活困窮者や子どもの貧困対策

第6章 地域福祉活動の担い手 30

1. 住民参加の促進
2. 住民や地域組織を支える専門職
3. 行政による環境整備、町社会福祉協議会による活動支援
4. 相談窓口





はじめに

「地域福祉とは、そこで暮らすことです。あなたは、どんな終末を迎えたいですか？ どう暮らしたいですか？」

町民だれもが住み慣れた地域で、いきいきと自分らしい暮らしを送りたいと願っています。

一方で、少子高齢化社会と人口減少はいつそう進み、家族のあり方の多様化により、単身世帯や高齢者のみの世帯は増加し、地域力や家庭の介護力は低下しています。

こうした中、高齢者、障がい者、子どもたちなど町民みんなが健康で安心して暮らすためには、保健・医療・福祉等の連携による総合的な既存のサービスに加え、地域の住民相互の支え合い、助け合い活動が活発に展開されていくことが今後ますます重要になります。

あわせて、一人ひとりが健康意識を高め、健康寿命の延伸が必要であると同時に、地域医療構想による入院期間の機能明確化や介護保険制度において、「医療の提供やサービスの継続が困難な状況が来る」といった危機感を持ち、制度に頼らない支え合い活動に取り組む必要があります。

町では平成21年度に「第1期智頭町地域福祉計画」、引き続き平成24年度に「第2期智頭町地域福祉計画」を策定し、保健・医療・福祉総合センター「ほのぼの」を中心に、地域の生活課題の解決や支え合いの仕組みづくりを関係機関と連携して取り組んできました。

これらを踏まえ、これまでの取り組みの成果や課題を整理し、筆意を第3期の地域福祉計画に反映しています。

この計画が、より一層地域の相互互助力を高め、健康寿命の延伸に繋がる計画になるようさらなる地域福祉の進展を目指します。



第1章 地域福祉推進の背景と計画策定の趣旨

1 智頭町らしい地域福祉活動

本町では、第6次総合計画で策定した「林業・農業を軸とした町民が主役の魅力あふれる元気なまち」を進めてきました。

第7次総合計画では、第6次総合計画を踏まえ、これまで培ってきた「地域資源」を活かし、「健康」「家族」「学び」「仕事」「仲間づくり」「環境整備」の6つの視点で、「一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ」を町の将来像に掲げ、町民の暮らしと行政が同じ方向を目指し、町民が幸せな「ちづ暮らし」を実現できるよう計画策定をしました。

現在町では、住民に寄り添い、保健・医療・福祉・地域等の連携のもと地域包括ケアを構築するとともに、平成27年12月「おせっかいのまちづくり」宣言をし、近隣の人や町で出会った人に対し、少しの気遣いが出来るようおせっかい運動を進めています。

また、この地域福祉計画策定にあたり、平成28年8月に各地区において「みんなで支え合う地域福祉の実現を目指して」と題し福祉懇談会を開催しました。「できることは何か」住民自ら考え、町全体で自助・互助・共助・公助などが協力してできる「智頭らしい支え合い」のあり方を話し合いました。

こうした中、「防災福祉マップ」の取り組みの中で集落ミニデイが立ち上がるなど、すでに地区単位や集落・町内会ごとの実状に応じて、住民相互の支え合い活動が随所で始まっています。これこそが町が目指す地域福祉「智頭町らしい支え合い」の姿だと言えます。

このような取り組みを推進することにより、人と人、地域と地域をつないで、住みよい「福祉の町」を目指します。

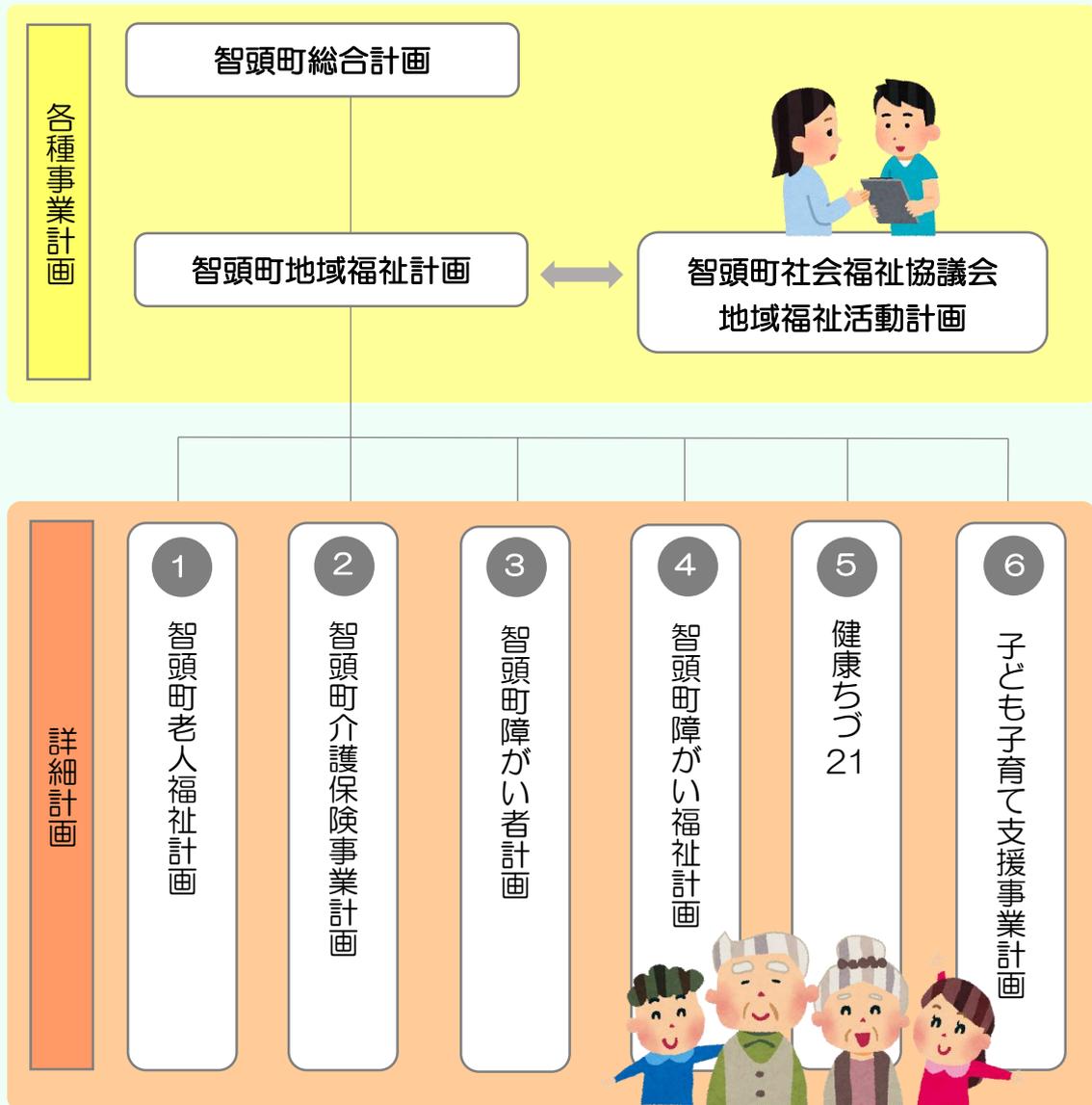
2 計画策定の趣旨

社会福祉法には「地域福祉の推進」が掲げられ、それを具体化する方策として「地域福祉計画の策定」が定められています。

「地域福祉計画」は地域住民に最も身近な市町村が住民等の参加のもと、高齢者・障がい者、児童等を含めた総合的な視点から地域の福祉課題やニーズを明らかにし、問題解決を図るための基本的な方針を定めるものであり、今回の第3期計画は、第1期計画と第2期計画の成果と課題を踏まえた上で、さらなる展開を図ります。

3 地域福祉計画の位置付け

本計画は、すべての住民を対象にした福祉保健施策の総合計画として位置づけ
ます。



4 計画の期間

本計画の期間は平成29年度～平成33年度までの5カ年とし、必要に応じて
見直しを行うものとします。

第2章 智頭町の現状

本町は、町の面積の93%を山林が占め、谷間に87集落が点在しています。中山間地域特有の少子高齢化が進み、高齢化率は上昇を続けています。今後の人口減少は避けられない現状の中、定住促進や移住政策など人口減に歯止めをかけるため、様々な施策を行っています。

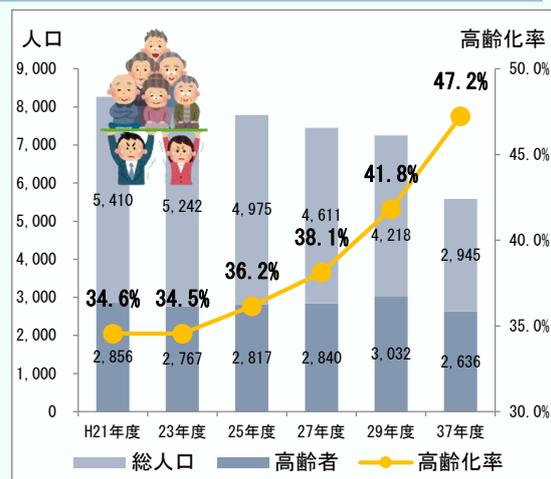
併せて、町に暮らす人々が健康で、いつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるよう、福祉施策や健康づくり事業、住民を巻き込んだの支え合い体制づくりなどを積極的に進めています。さらに、平成27年12月に「おせっかいの町宣言」を行い、近隣の人などに気遣いをするおせっかい運動に取り組んでいます。

一方、医療と介護の連携にも力を注いでいますが、医療や介護の従事者不足は深刻で、医療体制の確保や介護施設の維持が危ぶまれ、今後、困難な状況になることが予想されます。

1 人口の推移と予測

国勢調査による智頭町の総人口は減少を続け、平成27年10月1日の人口は、7,549人。前回調査の平成22年に比べ169人、2%減少しています。

平成27年の高齢者人口（65歳以上）は37.4%となり、県の平均26.3%を11.1ポイント上回っており、今後ますます少子高齢化が進む推計となっています。

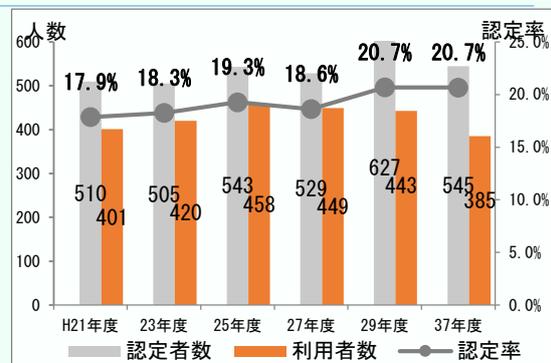


資料：国勢調査・推計

2 要介護・要支援者数の推移と利用者数

介護保険法に基づく、要介護認定を受けている人の割合は高齢者人口に比例しており、平成37年度推計は545人、介護保険利用者数385人となっています。

要介護になっても住み慣れた地域で暮らせるよう医療・介護と地域の連携を進めます。



資料：平成27年まで介護保険年報、平成29年介護保険事業計画、平成37年推計

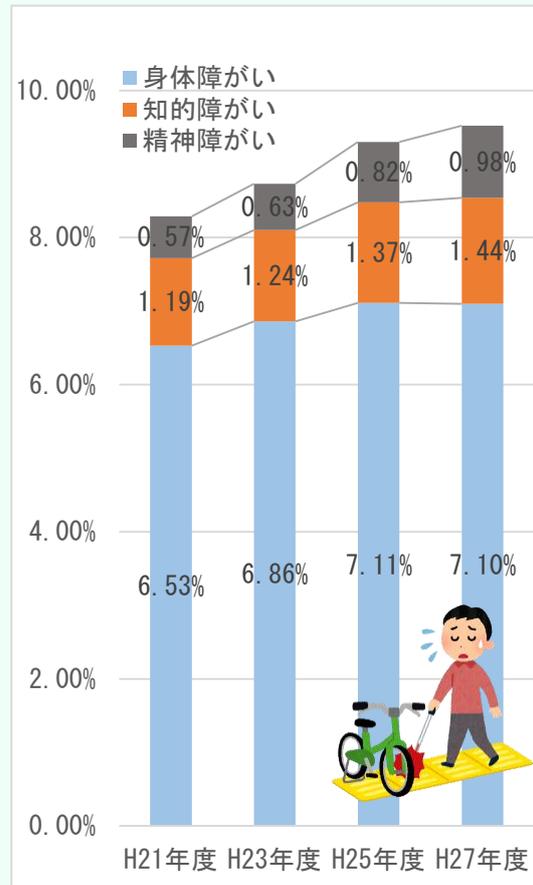
3 障がい者手帳保持者数の推移

平成24年3月障害者基本法に基づき「智頭町障がい者計画」を策定し、「障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重」を基本理念の下、障がいのある人の自立と社会参加を実現するために、サービス提供基盤の整備を進めています。

また、精神保健福祉手帳の所持者が年々増加している中、専門職の連携による支援を継続的に行っています。

障がいのある人が自己の決定で社会参加し、自らの能力を最大限に発揮できる環境の整備、また障がいのない人が障がいについて理解を深め、具体的な行動に移すことができる取り組みや啓発を進めます。

一人ひとりが地域に暮らすかけがえのない個人として、障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、理解し、助け合うことができる共に生きる地域社会の実現を目指しています。



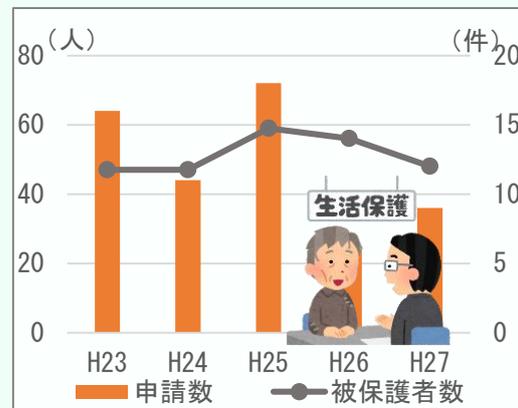
資料：障がい者計画・事務報告

4 生活保護者数

生活の困難を抱えている人の身近な相談窓口として、平成23年度に福祉事務所を町に設置しました。

生活保護受給は、世帯・人数とも若干の前後はあるものの、均衡しています。ケースによっては、一旦保護開始となった場合でも、就労支援や生活相談を行い、他の機関との連携を密にし、自立して保護廃止になるように個別支援を行っています。

支援内容は、困難事例が多く、複雑化しています。



資料：事務報告

5 生活困窮者自立支援

平成27年度から生活困窮者自立支援法の施行により、就労支援準備事業や家計相談支援事業などの各事業が始まり、生活保護に至る前の自立支援策を強化しています。相談者個々の状態にあったプランを作成し、必要な事業や制度につなげられるよう細かな支援を行っています。

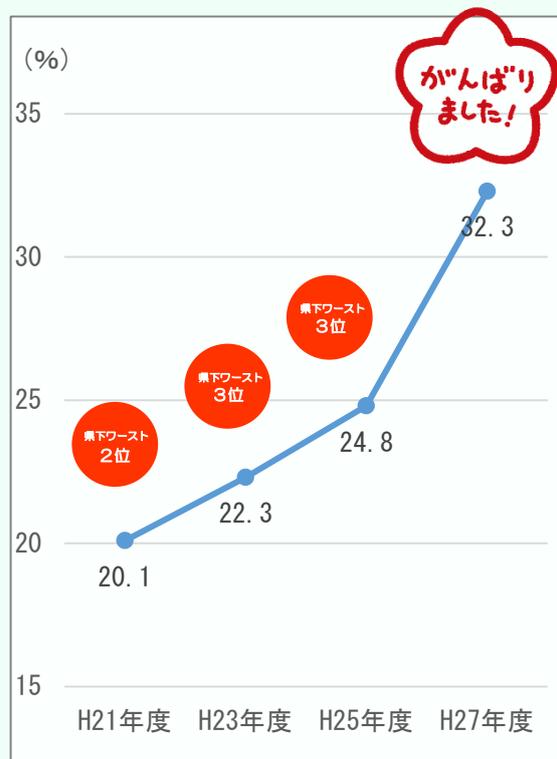
6 健（検）診受診率

(1) 特定健診受診

一昨年に行ったアンケートによると、定期的に通院していることを理由に特定健診を受けない人が多く、受診率が低い状況です。年に一度の健診で自分の健康状態を確認して、必要があれば早期治療・保健指導へつなげていけるよう、関係機関と連携を図って周知や受診勧奨を行っています。

また、特定健診の結果、医療が必要な人に対し、生活習慣の見直しを勧めて重症化への予防や早期治療の勧奨を働きかけています。

※特定健診とは：血液検査や尿検査・身体測定や血圧測定といった基本的な検査を行い、健康状態を確認するとともに、高血圧や脂質異常症、高血糖を早期発見し、早期治療することを目指します。

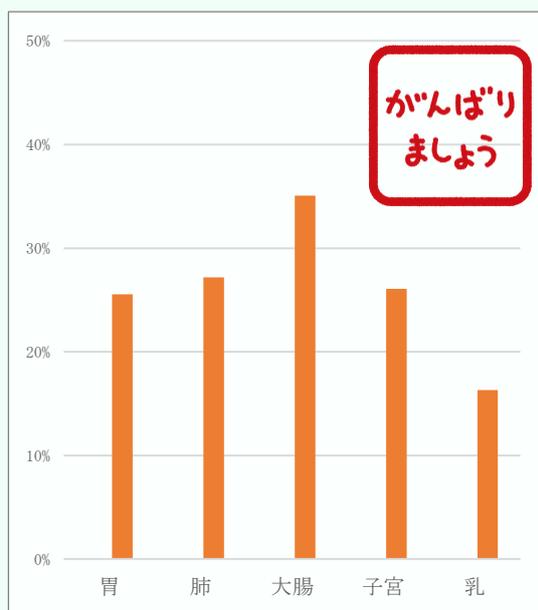


資料：特定健診受診率法定報告

(2) がん検診

40歳以上（子宮がん検診は20歳以上・乳がん検診は隔年）の全ての町民に受診券を発行し、受診勧奨を行い早期発見・早期治療へ向け働きかけています。

受診率については、個人負担の無料化や協会けんぽとの連携・特定・後期高齢者健診とのセット健診や町外の医療機関への委託拡大など、受診しやすい体制づくりを工夫していますが、いずれのがん検診も国の目標受診率50%には至っていません。



資料：平成27年度各種がん検診受診率

第3章 智頭町の福祉課題と今後の方向

1 第2期の振り返りと今後の方向

(1) 高齢・介護

認知症の増加

取り組みの内容

- ・実態把握
- ・現場連携
- ・サポーター養成
- ・認知症予防の取り組み
- ・相談体制の充実

現状

- ・情報共有を具体化
- ・各種講演会の開催
- ・介護者の集い開催
- ・成年後見制度の機能整備における要綱整備

今後の方向

- ・認知症初期集中支援チームの始動
- ・模擬訓練の実施
- ・各種広報の充実
- ・健康体操、生活習慣の改善などから認知症予防



家庭内介護の質の低下

取り組みの内容

- ・退院後の生活支援

現状

- ・支え愛マップを使った地域への意識付け・啓発
- ・在宅医療、在宅介護の適正利用

今後の方向

- ・地域で支える仕組みづくりや居場所づくり
- ・生活支援サポーターの養成



介護サービス基盤の不足

取り組みの内容

- 量的ニーズの数値把握
- 新サービス事業所の募集

現状

- 特定施設入居者生活介護の開設（すわの郷）

今後の方向

- 総合事業への移行に伴う、サービス事業外の居場所づくりへの働きかけ
- 介護従事者の確保



独り暮らしの方へのサポートシステム整備

取り組みの内容

- 「福祉委員」「愛の輪推進員」の取り組み・役割を再整理

現状

- 福祉委員や愛の輪推進員の連携
- 安心キットの配布
- 災害時要援護者台帳整備
- お元気ですかメールの送信

今後の方向

- 生活支援サポーターの仕組みづくり
- 新ひまわりシステムによる見守り体制強化



閉じこもり防止対策

取り組みの内容

- ミニデイ参加の増加
- サロン活動の整備

現状

- ミニデイ参加の増加
- ふれあいサロンの整備

今後の方向

- 集落ミニデイの拡大改正
- 地区版「森のミニデイ」の拡大
- 身近な居場所づくり



高齢者にやさしい住まいの整備

取り組みの内容

- 介護付有料老人ホームの開設
- 集合住宅の検討

現状

- 特定施設入居者生活介護「すわの郷」の開設（再掲）

今後の方向

- 高齢者専用集合住宅の検討



ボランティア活動の推進

取り組みの内容

- 意識の啓発

現状

- 山形森のミニデイの開設
- 那岐駅舎の森のミニデイ、杉の森ミニデイの開設

今後の方向

- ボランティア意識の啓発
- ボランティアポイント制度等の検討
- 地域の森のミニデイへの働きかけ

権利擁護・成年後見制度

取り組みの内容

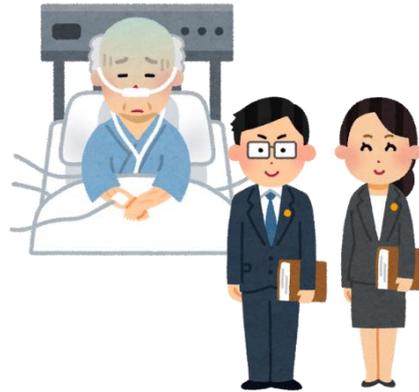
- 権利擁護・成年後見制度の確立

現状

- 法人後見の設置
- 日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業の開始

今後の方向

- 法人後見の充実
- 広報の充実



買い物支援・移動手段確保

取り組みの内容

- 閉じこもり防止
- 交通手段の整備

現状

- タクシー助成の開始
- シルバー人材センター有償運送補助

今後の方向

- 移動販売の支援
- おせっかいの推進



(2) 障がい・児童

障がい者の特性の理解

取り組みの内容

- 研修・啓発・交流

現状

- 障害者団体との情報交換
- あいサポート研修開催

今後の方向

- ニーズ調査 障害者団体・作業所等との情報交換をすすめる



発達障がい児・者への対応

取り組みの内容

- 早期発見と支援の体制づくり
- 各機関の連携
- 制度の充実・紹介

現状

- 町の部署間連携は一定の成果

今後の方向

- 各機関の情報共有（個人台帳の整備）
- 支援者のスキルアップ研修の充実



閉じこもり予防・居場所づくり

取り組みの内容

- 家庭訪問による実態把握
- 定期的な訪問、相談フォロー
- 相談窓口のPR
- 関係機関との連携

現状

- ほのぼの広場（精神障がい者の居場所）の開設
- サマーハウス（障がい者相談事業所）と連携し、対応強化
- 交通費（タクシー助成・有償運送・通所）の補助

今後の方向

- 広報誌等による窓口のPRの推進
- 関係機関との連携強化
- 家庭訪問等による実態把握
- 居場所づくりなど対応策の検討
- おせっかいの推進



住まいの整備、重度の知的障がい、 精神障がいの方へのサポート体制

取り組みの内容

- グループホーム等の整備

現状

- 社会福祉法人がグループホームあおぞらを整備

今後の方向

- 重度の人を対象とした福祉サービスの充実



重度の肢体不自由児（者）へのサポート、権利擁護・成年後見

取り組みの内容

- 権利擁護・成年後見制度の確立

現状

- 各種援助制度、訪問サービス制度の整備
- 法人後見の設立
- 日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業の開始

今後の方向

- 各種援助制度、訪問サービス制度の整備充実
- 法人後見の充実
- 日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業の充実



サービスの供給体制

取り組みの内容

- サービスの充実・周知

現状

- サービス事業者の確保・情報提供

今後の方向

- サービス事業者の確保・情報提供体制充実



雇用の場所づくり

取り組みの内容

- 関係機関への働きかけ

現状

- 就労継続支援事業所開設等（和貴の郷等）

今後の方向

- 新規事業所の開設



(3) 保健・健康づくり

住民健（検）診受診率アップ

取り組みの内容

- 受けやすい体制づくり
- 意識啓発

現状

- 健診自己負担金無料化
- 休日健診の充実
- 協会けんぽとの連携
- 受診医療機関の拡大
- 疾病状況の分析・見える化
- 健康ポイントの導入
- 啓発・勧奨



今後の方向

- 意識啓発の継続
- ウォーキングの普及・リーダー養成
- 協会けんぽとの連携のあり方の見直し
- 健康ポイントの拡大



健（検）診未受診者へのフォローアップ

取り組みの内容

- 細やかな勧奨
- 啓発

現状

- 年代等対象を絞った勧奨
- 未受診者へのアンケート

今後の方向

- 効果的な受診勧奨方法の検討



保健衛生委員活動の活性化

取り組みの内容

- 説明会や学習会の開催
- 地域の健康づくりへの意識啓発
- 地区を限定しての意識改革

現状

- 重点地区活動の実施（栄養・食事・運動をテーマに取り組む）
- 保健衛生委員会の開催（講演会や健診受診勧奨の協力依頼）

今後の方向

- 自主的活動への意識改革
- 保健衛生委員の活用



各種健康づくりに関する教室の開催・その他

取り組みの内容

- 各集落・地区単位の健康教室
- 町民全体または健診で要指導項目のあった人への健康教室（調理実習・ウォーキング）

現状

- 各地区での研修会等
- 食生活改善の教室開催
- 健康課題や疾病状況の分析・見える化
- ウォーキング事業の普及・サポーター養成
- 告知端末や掲示を活用した啓発

今後の方向

- 若い世代への健康に対する意識啓発
- 気軽に出来る運動の場づくり
- ウォーキング参加人数の拡大
- 健康づくり・介護予防と併せた意識改革
- 健康づくり活動の見える化
- 健康課題や疾病状況の分析と評価



(4) 全般・その他

相談窓口の拡充

取り組みの内容

- ・総合的な機能をもつ相談窓口の検討

現状

- ・福祉事務所設置
- ・権利擁護事業、法人後見
- ・生活困窮自立支援制度開始による相談体制の充実
- ・子どもの学習支援

今後の方向

- ・人材育成
- ・医療・保健・介護・教育など、関係部署間の連携強化（情報共有など）を進める
- ・困窮世帯への早期介入



防災災害時の要支援者マップ整備

取り組みの内容

- ・「防災福祉マップづくり」を通じて住民の防災福祉意識の高揚

現状

- ・福祉・防災・社協連携による集落単位の防災福祉マップづくりの展開、支援（43 集落実施）

今後の方向

- ・マップづくりを通じた支え愛活動の構築
- ・実施済み集落への継続支援
- ・コーディネーターの確保



災害時の避難方法、ルートへの整備・大規模災害への備え

取り組みの内容

- 「防災福祉マップづくり」を通じて住民の防災福祉意識を高める
- 防災への意識啓発
- 福祉避難所の確保

現状

- 福祉・防災・社協連携による集落のマップづくりの支援による意識改革
- 防災福祉マップづくりの展開
- 避難訓練の充実
- 福祉避難所の協定（心和苑等）

今後の方向

- マップづくりを通しての支え愛の構築
- 防災福祉マップづくりの全集集落への展開



ひとり暮らしの増加に伴う支援策の作成と関係者への周知

取り組みの内容

- 関係各所との連携強化

現状

- 要援護者台帳の整備と関係機関との情報共有
- 安心キットの配布

今後の方向

- 要援護者台帳の更新
- 見守り活動の一層の普及（新ひまわりシステム等）



虐待の早期発見

取り組みの内容

- 関係機関との連携
- 気づきの研修

現状

- 関係機関との連携

今後の方向

- 関係機関との連携強化



2 主な課題

第2期の課題に向き合い、町が中心となって、社会福祉協議会や公民館、地区振興協議会などと連携し各課題への取り組みを行ってきました。

森のミニデイの開設や支え愛マップへの取り組みなど成果も数多く上がっていますが、新たな課題や十分でない内容もあり、第3期の課題を次のとおりとし、課題解決に向け取り組みます。

課題1. 心と体の健康づくりと介護予防

課題2. 認知症対策

課題3. 地域で支えるしくみづくり

課題4. 関係機関との連携

課題5. 居場所づくり

課題6. 生活困窮者・障がい者や子どもの貧困対策（新たな課題）



第4章 計画の基本目標と取り組みの方向

1 心と体の健康づくりと介護予防

事業内容

自分らしく生きるためには心と体の健康が第一であり、健康寿命を長くすることが重要課題です。

健康意識を高め、特定健診やがん検診の受診勧奨を強化し、早期発見、早期治療や予防につなげます。さらに、健康づくりを応援するためウォーキングなど運動習慣を身につける取り組み、生活習慣病予防や介護予防のための各種教室を充実します。

また、健康問題、経済・生活問題、人間関係など様々な悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」と言われる自死を、一人ひとりが身近な問題として受け止め、うつ病の正しい理解を図るための啓発活動を充実します。

具体的活動

- ウォーキングサポーターの養成と各地区ウォーキング教室の開催
- 健康ポイントの普及・拡大
- 健康課題や疾病状況の分析に基づいた生活習慣改善への啓発と指導
- いきいき百歳体操の普及による健康づくりと介護予防
- 各種介護予防教室の開催
- 住民健診（がん検診）受診率の向上、未受診者対策強化、協会けんぽとの連携
- 食育の推進
- ゲートキーパー養成研修の開催と自死予防
- うつ病対策の充実
- 町内施設を活用した運動習慣の定着
- ノーアルコールデーの実施
- ウォーキングデーの実施



2 認知症対策

事業内容

平均寿命が延びる中、認知症の発症率は加齢に伴って上昇するため、認知症になる人も増えてきます。

このような中、認知症予防対策が急務です。高齢期における健康的な食事や運動、活動的なライフスタイルが認知症の抑制に効果的であり、元気な高齢者が地域で活躍できるよう働きかけをします。

また、認知症になっても本人の意志が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられる地域を目指します。それには、地域住民が認知症に対する正しい知識を持ち、適切な対応で温かく見守ることが出来るしくみを進めるとともに、関係者の連携・スキルアップ研修・認知症サポーターの養成を行います。

さらに専門機関が観察等を通して初期の支援を包括的・集中的に行えるように認知症初期集中支援チームを始動させます。

具体的活動

- サポーター養成講座
- スキルアップ研修
- 認知症初期集中支援チームの始動
- 啓発・模擬訓練
- 地域ボランティアの育成
- 物忘れ相談日の開設
- 認知症予防教室の開催
- 認知症地域支援推進員の活動推進
- 介護者への支援



3 地域で支えるしくみづくり

(1) 新たな支え合いの確立と住民参加

事業内容

住み慣れた地域において、安心して心豊かに暮らしていくためには、地域の中で住民同志が相互に支え合うことが重要です。

地域住民自らが地域の状況に応じて、「私たちには何が必要か」「私たちには何が出来るか」を考え、取り組めるよう啓発・支援をします。

- 地区（旧校区）ごとの公民館や振興協議会などの取り組みへの支援
- 集落・町内会ごとの取り組みへの支援
- ふれあいサロン及びミニデイの取り組み強化
- 福祉委員及び愛の輪推進員への啓発活動推進
- 生活支援サポーター養成
- コーディネーターの配置
- 配食サービス・食事の提供への支援
- ボランティアポイント制度設計



(2) 防災・防犯と安心・安全

事業内容

平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本大震災、鳥取中部地震、岩手県や北海道での記録的な豪雨など大規模な自然災害が多発しています。

智頭町においても大規模な災害が起こりうるという心構えを住民みんなが持ち、災害に備え、被害を減らす対策を講じる必要があります。そのためには、地域による支援体制の構築と住民相互の日頃からの見守りなどが重要です。

本町では、平成25年度から支え愛体制づくり事業を進めており、町内集落の約半数が防災福祉マップづくりに取り組んでいます。

この事業は、地域住民自らが日常の助け合いや見守りの重要性に気付くよう意識高揚を図るものであり、今後も町内全体へ浸透させます。

具体的活動

- 地域の防災福祉マップづくりを福祉担当部署や防災担当部署との連携のもとに支援
- 要配慮者台帳の更新や点検
- 緊急時に備えた要配慮者の支援体制を構築
- 大規模災害に備え、日頃からの意識啓発・訓練開催
- 地域の中で活動する民生児童委員や身体障がい者・知的障がい者相談員が相談援助をしやすい環境づくりを推進
- 安心キットの設置・啓発

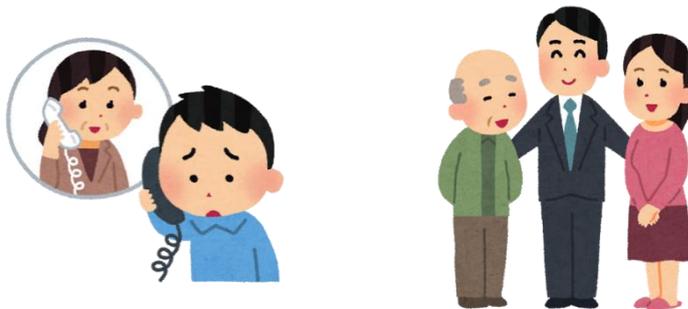


4 関係機関や担い手同士の連携

事業内容

多様化する住民ニーズと高齢者や障がい者、子どもなど支援が必要な人に対応するため、専門職を中心とした情報の共有や体制づくりを強化し、必要な介護・医療などのサービスや支援が途切れなく行えるよう連携を図ります。

また、地域住民を巻き込んだおせっかいの取り組みを始め、みんなで支え合う福祉のまちづくりを進めます。



具体的活動

- 幼児期から学童期・障がい児から障がい者へと成長する中で、福祉担当部署と教育担当部署の連携を進め、途切れずサポート出来る体制整備
- 虐待の早期発見のため、関係機関での情報の収集・共有を図り、訪問を強化
- 生活困窮者の自立支援のため相談支援体制の強化
- 引きこもりの実態把握に努め、家庭訪問や居場所づくりなど状況に応じた取り組みの促進とともに、関係機関との連携のもと相談や支援体制の確立
- 医療から介護へ・介護から医療へのスムーズな移行のため、医療機関やサービス事業者などとの連携の一層強化
- 認知症集中支援チームの立ち上げ・始動

5 身近な居場所づくり

事業内容

住み慣れた地域で健康で安心して暮らすため、子どもから高齢者・障がい者がいつでも気軽に立ち寄れる居場所づくりを支援します。また、居場所づくりや地域の支え合い活動を通して、元気な高齢者が活躍できる機会を増やします。

具体的活動

- 森のミニデイへの支援
- 集落ミニデイの拡大
- シルバー人材センターとの連携
- 子どもの居場所づくりの支援
- 各集落公民館のバリアフリー等改修費助成



6 生活困窮者・障がい者や子どもの貧困対策

事業内容

生活困窮や虐待、障がい者の自立支援、認知症や介護など、相談内容や問題は年々複雑化しています。

こうした相談に対応するため、地域包括支援センターや福祉事務所などの町関係機関、社会福祉協議会や民生児童委員などと連携を密にして、早期把握、支援の迅速化と体制の強化を図ります。

そして、子どもの将来が経済的な環境によって左右されることなく、夢と希望を持って成長していけるよう、学習支援や子ども食堂など居場所づくりを通して、子どもの貧困対策を総合的に進めます。

具体的活動

- 生活困窮者や虐待などの把握のため、関係機関と連携して情報収集を図る
- 積極的な訪問活動の展開
- 家計支援・日常生活自立支援事業や成年後見制度（法人後見）で支援
- 自死の予防・啓発の強化
- 各部門における相談体制の浄化
- 子どもの学習支援と子ども食堂の設置
- 就労支援



健康づくり・介護予防

〈課題1に対応〉

健康寿命を延ばし、いつまでも心身ともに健康で、いきいきと住み慣れた地域で暮らすのがだれもの願いです。そのため心身の健康保持増進や予防といった健康意識を高める普及啓発活動を強化します。

さらに特定健診やがん検診の受診勧奨、生活習慣病やうつ病の予防対策、高齢者を対象とした脳の健康教室、転倒予防教室などを開催するとともにいきいき百歳体操の普及を図ります。

また、気軽に誰でも運動に取り組み、運動習慣が身につくよう、地域を巻き込んだウォーキング事業や運動器具の設置などを進めるとともに、こうした取り組みのきっかけづくりのため、健康ポイント事業の拡大を行います。

防災福祉マップ

〈課題3に対応〉

どこでも起こりうる災害に備えるためには、日頃から防災意識を高め、地域による支援体制の構築と住民相互のつながりを深めることが重要です。

平成25年度から支え愛体制づくり事業を進めている中、町内集落の約半分が防災福祉マップづくりに取り組んでおり、避難訓練等防災意識の高まりだけでなく、要配慮者の把握やミニデイの取り組みなど、日頃の見守り活動へと展開しています。この事業を町内全体へと浸透させ、住民自らが行う安心安全のまちづくりを進めます。

日常生活総合支援事業による支え合い

〈課題3、5に対応〉

介護保険法の改正により、平成29年度から要支援者のサービス体制が変わり、地域住民主体の支え合い体制の推進が図られます。

サービスが必要な人へのサービスの確保とともに、要支援者も含めた居場所づくりや各地域に有った見守りや買い物支援・生活サポートなど、住民が主体的に取り組めるよう意識改革を進め、地域にあった活動を支援します。

(1) ミニデイ（智頭町地域住民グループ支援事業）

高齢者を対象としたサロン活動の一種である「ミニデイ」は介護予防事業としての性格を持っており、住民の自発性に支えられ、現在37グループが活動しています。

防災福祉マップづくりをきっかけに支え合いの意識が高まり、活動が広がっています。地域との「絆」を重要とするこの活動は、まさに地域とのつながりをつくる場としてとらえることができます。今後は集落を越えての利用や月1回以上の開催ができるよう制度の拡大を図ります。

(2) ふれあいサロン

ミニデイ同様、住民の自発性に支えられた「ふれあいサロン」は、全国的に取組みが進められています。

説明会の開催等の広報活動をすすめてきた結果、現在80を越えるグループが取り組んでいます。内容的にも、健康づくり、世代間交流等々多岐にわたっており、今後一層の活動支援に取り組んでいきます。

(3) 森のミニデイ

平成24年度に山形地区から始まった「森のミニデイ」は介護保険法の枠にはまらず、楽しく集える居場所として地域住民の力で運営されています。

平成28年度には那岐地区の「那岐駅舎森のミニデイ」と町内全体をカバーするシルバー人材センターが運営する「杉の郷森のミニデイ」が事業を開始し、地域で運営する居場所が3カ所に拡大しました。今後も他地区へ拡大できるよう支援を行います。

関係機関との連携

〈課題4に対応〉

障がい者へのサポートのあり方は、身体・精神・知的の分類に加え、病態によってもさらに細かく分かれています。ひとりの障がい者の成長段階においては、その年齢によって福祉分野、教育分野と関係する所轄が変わりますが、成長過程において継続した支援を行います。

また、障がい者だけでなく、子どもから高齢者まで、生活環境の変化や貧困などによって支援や相談が必要な人は増えています。様々な事例に対応するため、社会福祉協議会など関係機関との連携を密にし、個々に寄り添った支援を進めます。

認知症対策

〈課題2に対応〉

認知症が疑われる人に対し、観察等を通して初期の支援を包括的・集中的に行えるよう認知症初期集中支援チームを機能させます。そして、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられる地域を目指し、認知症の人へ適切な対応が出来るよう知識の普及と関係者の連携・スキルアップ・認知症サポーターの養成を行います。

地域包括支援体制構築

〈課題4に対応〉

地域における福祉課題は多岐にわたっています。高齢と障がい、貧困など、分野が重複するケースが多く見受けられ、分野間での連携が必要になっています。

そのため、地域における福祉課題の解決にあたり、分野毎に個別に対応するのではなく、医療・介護・地域が連携しながら総合的に対応できる地域包括支援体制の構築を目指します。

見守り体制

〈課題3、4に対応〉

(1) 告知端末を活用した安否確認

本町では平成22年度に告知端末を整備し、このシステムを利用した住民の安否確認「お元気ですかメール」を実施しています。今後も随時、町内に拡大するとともに、より一層身近な地域での見守り体制の構築のため、各地区への事業移行を検討します。

(2) 新ひまわりシステムによる見守り

郵便局、社会福祉協議会と町、そして子どもから高齢者まで地域住民と一緒に「おたより」を作成し、郵便局員に届けてもらうことで、一人暮らしの高齢者を見守る「新ひまわりシステム」を立ち上げ、見守り体制を強化します。

生活困窮者や子どもの貧困対策

〈課題4、6に対応〉

生活困窮は、家庭環境、健康問題や経済問題など負の連鎖で重症化するため、重症化する前に専門的な意見や制度を活用して、援助の手を差し延べるよう国を挙げて取り組んでいます。

町では福祉事務所を中心に関係機関との連携を密にして、早期把握、支援の迅速化と体制の強化を進めます。

また、子どもたちが置かれている貧困の状況を的確に把握しながら、学校や教育委員会等と連携・協力して、学習支援の継続や子ども食堂の設置を通して子どもの貧困対策を強化します。

第6章 地域福祉活動の担い手

支援の必要な人を地域で支えていくためには、住民、地域組織、福祉サービス提供事業者、社会福祉協議会、町といった活動の担い手同士が役割を分担し、協同して地域福祉活動を推進していく必要があります。

地域福祉活動は、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア、NPOなど多くの町民参加によって支えられています。住民参加によって地域福祉を推進できるよう、しくみづくりや啓発に努めます。また、団塊世代の方がもつ豊富な知識や経験を地域で活かし、地域の活性化が図れるようボランティア活動への積極的な参加を支援します。

住民の福祉に関する様々な相談には、福祉事務所、地域包括支援センターを中心とし、相談内容によって、各機関が連携して対応します。

相談窓口

住民参加 の促進

住民や地域組織を 行政による環境整備、 社会福祉協議会 による活動支援 支える専門職

住民や地域組織が主体となって、地域で支え合う力を高めていくために、町は環境整備やしくみづくり、社会福祉協議会は地域組織の活動支援を行います。

住民や地域組織には地域福祉活動の中心的な担い手としての役割があり、町、社会福祉協議会や事業所には、サービスを提供する専門職としての役割があります。

智頭町地域福祉計画 平成29年3月

発行：智頭町保健センター 福祉課

〒689-1402 智頭町大字智頭 1875 番地

TEL 0858-75-4101